

(仮称)幕別町指定介護予防支援等事業の基準 に関する条例（案）について

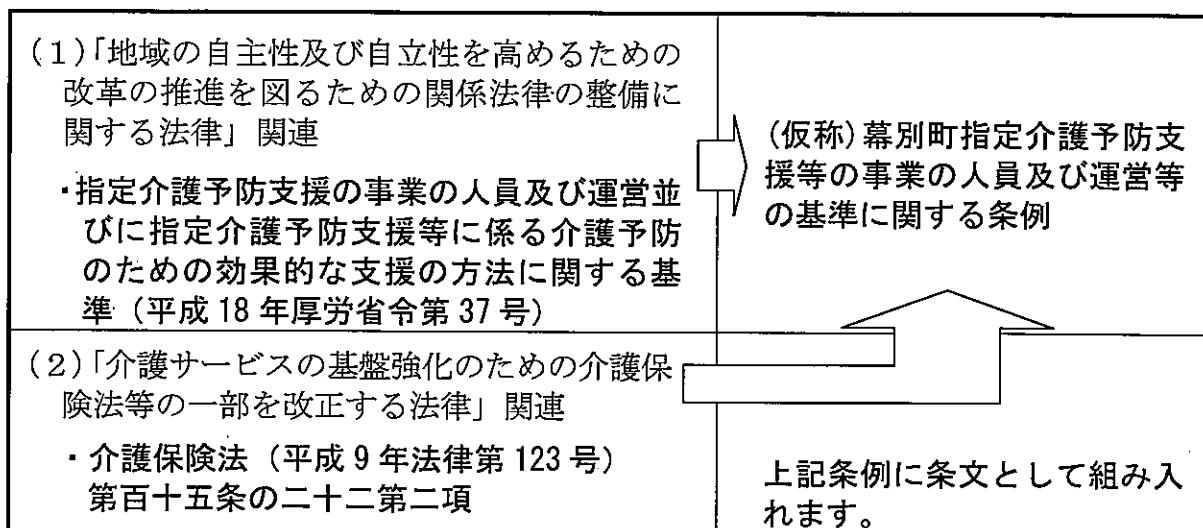
1. 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地方分権一括法)」が平成25年6月14日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

これまで国が定めていた指定介護予防支援等の事業に係る申請者の要件、人員及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることとなりました。

町では、今回の一部改正を受け、「(仮称)幕別町指定介護予防支援等事業の基準に関する条例」を定めます。

2. 幕別町が条例を制定する基準等



3. 条例制定の考え方

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

基準の類型	基準の意味
従うべき基準	法令の基準どおり(裁量の余地なし)
参酌すべき基準	法令の基準を参考した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが可能

国が定める基準は、目的達成のための必要最低限の基準であり、指定介護予防支援事業所は、現行の法令を遵守することで、適切な運営を行っていることから、条例内容は国の基準を基本とし、町の実情を踏まえた条例を定めます。

4. 制定する条例（素案）の概要

基準の類型	基準の項目	
	厚生労働省令（国の基準）	町条例案（町の基準）
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の要件 ○従業者に関する基準・員数 ○内容及び手続の説明及び同意 ○サービス提供拒否の禁止 ○秘密保持 ○事故発生の防止及び発生時の対応 	国の基準どおり
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○その他に関する基準 (受給資格の確認、運営規程、広告など) <p>●記録の整備 事業者は利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p>	<p>国の基準どおり</p> <p>(独自基準) 左記の諸記録を<u>5年間</u>保存とする。</p> <p>(理由) 地方自治法上の金銭債権の消滅は5年であるが、介護報酬の請求が過誤であった場合の請求に対応するため、根拠となる書類の存在は不可欠であるため</p>

○職員の職種及び必要人員

- ①従業員 1人以上（保健師）
 ②管理者 1人（常勤 地域包括支援センターの職務との兼務可）

5. スケジュール

平成 26 年 10 月 6 日	幕別町介護保険運営等協議会 説明
平成 27 年 1 月 6 日	パブリックコメント 実施
～平成 27 年 2 月 5 日	
平成 27 年 2 月中旬	幕別町介護保険運営等協議会 報告 (パブリックコメント結果)
平成 27 年 3 月	幕別町議会定例会へ条例（案）提案
平成 27 年 4 月 1 日	条例施行